

久留米市青色回転灯貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、校区等に防犯活動の拠点を持ち、自主的に防犯を目的としたパトロール活動等（以下「自主防犯パトロール」という。）を行っている団体に青色回転灯を貸与することにより、当該校区等における犯罪の防止に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 貸与の対象は、校区等（久留米市総合支所設置条例（平成16年久留米市条例第43号）別表に規定する各区域及び久留米市小中学校の通学区域に関する規則（平成17年久留米市教育委員会規則第25号）別表第1に規定する各区域をいう。）の住民で結成された団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 校区等の住民5人以上で結成して自主防犯パトロールを行っている団体
- (2) 原則として、週に1日以上、かつ、1日当たり1時間以上の自主防犯パトロールをおおむね3か月以上継続して実施している団体
- (3) 校区コミュニティ組織の代表者が、自主防犯パトロールの実施の事実を認める団体

2 複数の校区等をパトロール地域とする団体については、前項第3号の規定は適用せず、当該団体に係る自主防犯パトロールの実施の事実認定は、福岡県警察が発行する証明書（青色回転灯を装着して、適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明する書面をいう。）をもって行うものとする。

(貸与の内容)

第3条 市は、1団体につき青色回転灯1個を無償貸与する。

2 貸与を受けた団体は、第1条に規定する活動を中止又は、その他の理由により、青色回転灯が不要になった場合は、速やかに返納しなければならない。

(貸与の申請)

第4条 貸与を受けようとする団体は、青色回転灯貸与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約又はこれに準ずるもの
- (2) 自主防犯パトロール活動者名簿（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 青色回転灯を装備する自動車の車検証の写し

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸与の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与を決定したときは、青色回転灯貸与決定通知書（第5号様式）により申請者に対して通知するものとする。

(事業報告)

第6条 貸与を受けた団体は、貸与期間中における年度ごとの自主防犯パトロールの実績を実績報告書（第6号様式）及び事業実施報告書（第7号様式）により、毎年4月末日までに市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。